

## 増え続ける詐欺被害

「まさか、わたしがだまされるなんて」。振り込め詐欺などの被害に遭った多くの人がこのように話します。

県内の振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害は、平成26年1月から8月まで54件、被害総額は2億6,000万円を超え、過去最悪だった昨年を上回るペースです。弘前警察署管内も、昨年1年間で7件、被害総額約2,570万円に対し、1月から8月まで6件で5,000万円を超える被害が出ています。しかも、この数値は警察に届け出ている数値で、実際はもっと多くの被害があると考えられます。

## 巧妙かつ多様化する詐欺の手口

家族や警察官などの成り済まし、お金をだまし取る「オレオレ詐欺」や市職員などを名乗り、税金などの還付金の払い戻し手続きとしてATM（現金自動預払機）でお金を振り込ませる「還付金等詐欺」など

## 振り込め詐欺など特殊詐欺の主な手口

※①～④を総称して振り込め詐欺といい、さらに⑤～⑦を含め特殊詐欺といいます。

がありますが、最近では、レターパックや宅配便で現金を送らせたり、直接受け取りに来たりする「振り込めない詐欺」が拡大しています。

また、代理でうその未公開株や社債などを購入させておきながら、「代理購入は犯罪」と恐怖心をあおり、さらにお金をだまし取ろうとする手口が増えており、被害額も高額になっています。

これだけ新聞やテレビで報道され、詐欺の手口を理解し警戒していたとしても、詐欺師は言葉巧みにあなたの心を動かし、恐怖感と切迫感を与え、正常な判断を奪おうとします。

詐欺の被害から身を守るためにまず「自分もだまされる」ということを意識し、おかしいと思った場合はすぐに相談することが大切です。

### ①オレオレ詐欺

家族や警察官、弁護士などを装いトラブル解決の費用を要求。

#### ★注意

「身内の一大事」に客観的な判断が鈍りがちに。

### ②架空請求詐欺

架空のアダルトサイトの利用料や借金などをでっちあげて請求。

#### ★注意

後ろめたさなどから、早期解決を望んで支払ってしまいがち。

### ③融資保証金詐欺

高額融資をだしに、保証金や手数料名目でお金を要求。

#### ★注意

融資をあてにしているため、つい言いなりに。

### ④還付金等詐欺

還付金や給付金の支給を装い、ATMの操作をせかす。

#### ★注意

周りに相談する間もなく相手の指示に従うこと。

### ⑤金融商品等取引名目の詐欺

未公開株や社債などのパンフレットを送ったり、電話で投資や資金運用などのもうけ話を持ちかける。

#### ★注意

損をしても冷静になれず、費用を取り戻そうとして、さらに被害に遭うこと。

### ⑥ギャンブル必勝情報提供名目の詐欺

パチンコ必勝法や宝くじ（ロト）の当選番号などを教える口実で、会員登録料や情報提供料を要求。

#### ★注意

裁判で訴えられるなどと不安をあおり、トラブル解決料金を請求。

### ⑦その他「①～⑥」以外の特殊詐欺

裁判で訴えられるなどと不安をあおり、トラブル解決料金を請求。

#### ★注意

最近、被害が増加傾向で1件当たりの被害も大きい。

## 特集ページの赤字のキーワードが出たら詐欺を疑いましょう！

### インタビュー

#### 心理につけこむ卑劣な詐欺

特殊詐欺の被害に遭っている（警察に届け出している）のは65歳以上の高齢者がほとんどで、特にひとり暮らしの高齢者が被害に遭うケー



弘前警察署刑事生活安全官  
戸田周悦さん

スが多くなっています。

最近増えている上記⑥の「もうけ話」を持ちかける詐欺では、最後に「代理購入は犯罪」「解決してあげるからお金を持って」と脅します。脅された高齢者は、「家族に迷惑がかかる、かけたくない」「子どもには怒られる」「お金で解決できるなら」と金融機関で定期預金などを解約し、振り込もうとします。金融機関では、特殊詐欺の被害を防止するため、高額の預金を解約したり振り込もうとした場合に、何のために使うのかを確認しています。そのとき、だまされて振り込もうとしている高齢者は「孫に車を買ってあげる」「家をリフォームする」などと、つ

かなくともいい「うそ」をついてしまいます。犯人から「聞かれたらうそをつきなさい」と指示がある場合もあります。

「うそをつくことは悪いことではないのか？なぜ、うそをつかないといけないんだ？」と我に返ってみてください。お金を振り込んだりしてしまってからでは遅いのです。

「おかしいな、あやしいな、これは詐欺では？」と思ったときは、ひとりで解決しようとせず、家族など周りに相談してください。また、家族の人も様子がおかしいなと思ったら声をかけて話を聞いてください。家族に相談しづらいときは、迷わず警察にご相談ください。

### インタビュー

#### ひとりで悩まず相談を

最近は上記②の架空請求詐欺の一つでもあるワンクリック詐欺の若い人からの相談が増えています。スマートフォンなどの普及もありますが、悪質な業者が増えているのも原因ではないかと考えられます。

ワンクリック詐欺は、そのほとんどがアダルトサイトなどのバナー（広告）を好奇心でクリックしたことにより会費などを請求されるもので、被害者も恥ずかしさなどで、家族などに相談もできず、お金を振り込んでしまいます。

振り込んでしまった後で相談に来



る人が多いのですが、その場合、お金を取り戻せる可能性はほとんどありません。

ワンクリックしただけではほとんどが正式な契約にはならないので、ひとりで悩まず、お金を振り込む前に、ぜひご相談ください。



市民生活センター主査  
桜庭昌幸さん

## お金がらみの

### 詐欺被害に遭わないための3ない行動

#### 現金を

##### ①振り込まない！

公的機関の職員などから「手続きのためにATMの操作をして」と言われたら詐欺！

##### ②送らない！

「レターパックや宅配便で現金を送って」と言われたら詐欺！

##### ③手渡さない！

身内が必要だという現金を代理の人物に渡さない。公的機関を名乗る人から「カードや通帳を預かります」と言われたら詐欺！

こちらの参加  
をお待ちして  
います！

#### くらしの消費者講座

新しい手口で近づく悪質商法について、寸劇付きでわかりやすく説明します。

△とき 10月17日（金）、午後1時半～3時半

△ところ ヒロ口（駅前町）3階多世代交流室2

△テーマ 最近の悪質商法の手口と対策について

△定員 30人（先着順）  
※事前の申し込みが必要。

△参加料 無料

■問い合わせ先 市民生活センター（☎ 34・3179）